

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都江戸川区松江四丁目24番10号

氏 名 株式会社春江

代表取締役 板橋正幸

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事 山本 一太



許可の年月日 令和 6年 8月17日

許可の有効期限 令和11年 8月16日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬（積替え保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

収集、運搬（積替え保管を除く。）

①燃え殻、②汚泥、③廃油、④廃酸、⑤廃アルカリ、⑥廃プラスチック類、⑦紙くず、⑧木くず、⑨動植物性残さ、⑩金属くず、⑪ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑫がれき類（以上12種類）

※②については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※⑥については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※⑩については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※⑪については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

2 許可の条件

なし

3 許可の更新、変更の状況

平成21年 8月17日 新規許可

平成26年 8月17日 更新許可

令和 元年 8月17日 更新許可

令和 6年 8月17日 更新許可

4 積替え許可の有無

有・無

閲覧専用

5 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有・無

関係事項